

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う有料遊具使用料の指定公金事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う有料遊具使用料の指定公金事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田 勝志

記

- 1 受託者 大阪府大阪市淀川区木川東4-8-4  
アクティオ株式会社大阪支店  
大阪支店長 荒川 満徳
- 2 委託事業の内容  
伊丹市営モーターボート競走開催に伴うボートレース尼崎のMooviあまがさき使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで